

岸田政権の新型コロナウイルス感染症の第六波の対策に関する質問主意書（令和3年10月14日）

二 第六波においては、本年四月以降にワクチン接種を受けた高齢者のワクチン抗体が減衰し、多数の高齢者が新型コロナウイルスに感染し、中等症や重症等に至るのではないかと危惧するが、政府もそのような認識にあるか。

四 一般に冬は感染症の流行期であり、昨年も十二月に第三波の感染拡大が生じたところ、本年の十二月以降やそれ以降に高齢者に対して第三回目のワクチン接種を行うのであれば、第六波の感染拡大に間に合わず、多くの高齢者がデルタ株等の新型コロナウイルス感染症によって生命の危険にさらされるのではないか。

また、この危険に対して、政府はどのようなワクチン政策によってこれを防ごうとしているのか。

【答弁】 お尋ねの「新型コロナウイルス感染症の次の感染拡大」が生じる時期を予測することは困難であると考えており、御指摘の「第六波」を前提としたお尋ねについて、お答えすることは困難である。

コロナ医療構築の主な事務連絡 等

- 10/1 デルタ株以降の体制整備の指針
- 11/12 第六波に向けた取組の全体像
- 11/30 保健・医療確保計画の完成
- 12/22 保健・医療の点検・強化
- 12/28 自宅療養の支援強化
- 1/12 保健・医療の更なる対応強化
- 2/8 高齢者医療の対応強化

出典:「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」
(令和三年十月一日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)等より小西洋之事務所作成
令和4年2月24日 参議院予算委員会 立憲民主・社民 小西洋之

パネル2

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案に対する 附帯決議（令和三年二月三日 参議院内閣委員会）

第二十四 現下の新型コロナウイルス感染症の感染拡大までに生じた検査、保健所、医療の諸課題を分析し、今後の感染拡大を最大限に封じ込めるとともに再度の感染拡大が生じた場合に対応可能な検査、保健所、医療提供体制を計画的に確保するため、国としての基本的な方針を示すとともに都道府県等の計画的取組の実施状況を的確に把握し、地域における対策の実効性を確保するために徹底したP D C Aサイクルに基づき必要な措置を講ずること。また、これらの国及び都道府県等の対策の実施状況について適時に公表すること。

パネル3

臨時国会召集義務(憲法53条)の政府解釈

国会の臨時会の召集要求があった場合には、内閣は、臨時会で審議すべき事項等をも勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に臨時会の召集を行うことを決定しなければならない。

出典:第205回国会(臨時会)参議院議員 小西洋之君提出(令和3年10月13日) 菅前内閣の臨時会召集が憲法第五十三条に違反すること等に関する質問主意書(質問第三九号)及び答弁書(内閣参質二〇五第三九号)より小西洋之事務所作成
令和4年2月24日 参議院予算委員会 立憲民主・社民 小西洋之

パネル4

憲法審査会の所掌事務 (国会法第102条の6)

日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、 憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設ける。

⇒ 憲法審査会は憲法違反の調査審議をするための委員会である！